

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

上記の案件を別紙の通り、地方自治法第 112 条の規定により提出します。

令和 2 年(2020 年)2 月 21 日提出

提出者 広陵町議会議員 八尾 春雄
賛成者 同 山田 美津代

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例(昭和40年3月広陵町条例第5号)の一部を次のように改正する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 [第2条第2項](#)の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,100円とする。

を

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 [第2条第2項](#)の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,100円とする。但し、会計年度末日において18歳未満の者及び18歳に達した者が18歳に達した日の属する会計年度末日までは課税しない。

に改める。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。